

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

板倉町長 栗原 実

市町村名 (市町村コード)	板倉町 (105210)	
地域名 (地域内農業集落名)	沼郷北部地区 (沼郷)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年5月7日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<ul style="list-style-type: none"> ・この地域は低地なため水はけが悪い。 ・農道が狭い。 ・少子高齢化の影響で後継者が少ないため、今後耕作放棄地が増える可能性がある。 ・農地が小規模であり、農業による収益性が低い。
--

(2) 地域における農業の将来の在り方

現在行っている水稻を中心に生産を続け、中心経営体が中心となり地域と一体となって集落内の農地を維持管理していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	13.6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	13.6 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。
--

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

<p>(1) 農用地の集積、集約化の方針</p> <p>担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農地利用最適化推進委員と農地相談員と調整し、農地バンクを通じて進める。</p>
<p>(2) 農地中間管理機構の活用方針</p> <p>地域全体を農地バンクに貸し付け、担い手への経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。その際農地利用最適化推進委員及び現地相談員と調整し、所有者の貸付意向時期に配慮する。</p>

(3) 基盤整備事業への取組方針 今後、担い手がより減少していった場合は、さらなるを大区画化を検討しなければならないと思われる。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針 認定農業者や新規就農者の確保に努め、県・町・JAと相談体制を確立し、農地の幹旋や技術的指導の支援を行っていく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 作業の効率化が期待できる防除作業は、農業支援サービス事業者の活用も視野に検討を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

⑧地区内の農道・水路等の施設について、担い手及び地権者との話し合いを行い連携協力し、適切に維持管理していく。

目標地図（沼郷北部地区）

